

対策・施策に係る「新マニュアル」の検討課題 :再生可能エネルギーに関する意見

長谷川委員

1. コスト・ベネフィットの明示

スライド 26～40 まで、経済的障壁および非経済的障壁への対策が述べられている。

これらの障壁への対策を列挙することに賛成である。ただし、各地方自治体が、どの対策を採用するかを判断するための参考とするため、それぞれの対策に必要なコスト(直接的コストに加え、例えば、規制を導入(スライド 33)するならば、当該規制を導入することによる間接的なコスト)および副次的なベネフィットも明示すべき。

2. スライド 21 「意欲的な導入目標の設定」について

スライド 21 で「意欲的な導入目標の設定」を推奨するとあるが、導入目標とともに、具体的に実行可能な削減策および当該削減策実行のためのコストをセットで掲げるよう推奨すべき。

目標のみが掲げられることは、計画として不自然であり、具体的な実行策とコストがセットとなっているべきである。

3. その他

以下、誤読があるかもしれないが、気付き点は以下の通り。

(1) スライド 17

趣旨が不明。明治時代の人口や、地方が大都市に人口を供給したことと、地方に再生可能エネルギーのポテンシャルがあることとの関係が不明確だと思われる。

(2) スライド 19

「補完性の原則」が挙げられているが、そもそも、①国の法律によって、温対法で地方自治体に義務を課すことや、②当該法律の義務の客体は、基礎的自治体ではなく、都道府県や政令指定都市であること、③国がマニュアルと作ること、と「補完性の原則」はなじまない。

また、「目標を達成させる(スライド 21)」といった表現も「補完性の原則」となじまない。

あえて「補完性の原則」との言葉を使う必要はなく、「地域の実情に詳しい基礎的自治体」という表現で十分ではないか。

(3) スライド 22

再生可能エネルギーでないコージェネ・燃料電池が挙げられているが、これは、単に、従来の「ガイドライン」をそのまま掲載しているだけと理解すればよいか。

(4) スライド 30

「カーボン・オフセットの活用」が挙げられているが、再生可能エネルギーとの関係をどのように理解すればよいのか。

山田委員

- 廃棄物バイオマス発電の導入に関して適正な廃棄物処理を阻害しないことが重要である。言い換えれば、バージン材ではない「廃棄物」であるということを念頭においた取り扱いが必要である。
- 食品残渣等の Wet な廃棄物のバイオガス発電については、ブツが腐敗性を有するため、公衆衛生を確保し、爆発・火災を防止するため収集輸送や保管を適正に行う必要がある。また、発電施設においては、環境保全上、発酵工程後の廃液や残渣の処理を適正に行う必要がある。
- 木くず等の Dry な廃棄物を用いた焼却発電については、長期間の野積みにより火災が発生する事例があるため、保管を適正に行う必要がある。また、夾雑物等が含まれていることが多いので、環境保全上、排ガスや残渣（灰）の処理を適正に行う必要がある。
- さらに、木くず等を再生利用するという名目で大量に集め、不適正に保管して火災を引き起こしたり、捌ききれずに放置する事例もあるため、収集運搬を含めた適正な取扱業者の選定が最も重要と考える。

牧委員

- マニュアルにあまり細かいことは載せていただきたくない。
- 再生可能エネルギー関係は、いろいろ状況変化が激しい分野であり、現時点でよいとおもったことがすぐ陳腐化するおそれがあります。
- 地域特性によって、A 地域でよいことが B 地域では騒音問題など環境負荷としてとらえられるなどといったことがあるので地域に任せてもらいたい。
- 再生可能エネルギーについては専門的に議論する場が他にある。